氷見市農業委員会　定例総会議事録

（平成３１年度　４月度）

１　日　　時　　平成３１年４月４日（木）

開会：午後２時５８分

閉会：午後３時０３分

２　場　　所　　氷見市役所Ｃ棟２階　２０１会議室

３　出席委員　　１４名

1番　中葉　　隆　 2番　道淵　　登 4番　円戸　敏男

5番　六田　敏夫　 6番　上出　義美　 7番　両國　明美

8番　中嶋　知子　 9番　川上　悦男 10番　寳住　與一

11番　山下　　裕　12番　江添　良春 13番　大澤　昌弘

14番　扇谷　俊彦　15番　松村　　博

４　欠席委員　　3番　山下　壽明

５　議　　題　　第１号議題　農業経営基盤強化促進事業適格決定について

第２号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件

第３号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件

第４号議題　賃借料情報の提供について

第５号議題　農作業標準料金の決定について

６　職務のため出席した事務局等職員

４名

局　　長　坂　　久成　　農林畜産課長　野村　佳作

主　　査　清水　徹夫

臨時職員　嵐　由佳里

７　総会の概要

（事務局）　ただいまから、平成３１年度４月度定例総会を開催いたします。

はじめに、会長から挨拶がございます。

（会長）　　挨拶　（略）

（事務局）　ありがとうございました。

それでは、恒例であります農業委員会憲章の朗読を江添委員の主唱により、皆様でお願いいたします。

………農業委員会憲章の朗読………

（事務局）　次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第４条により、会長が務めることとなっていますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長（会長）それでは、本日の総会に付議する案件は、

第１号議題　農業経営基盤強化促進事業適格決定について

第２号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件

第３号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件

第４号議題　賃借料情報の提供について

第５号議題　農作業標準料金の決定について

です。

□議長（会長）　なお、本日は在任委員１５名中１３名と過半数の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長（会長）　これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、道淵委員、円戸委員にお願いいたします。

□議長（会長）　それでは、第１号議題　農業経営基盤強化促進事業適格決定につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局）　　　第１号議題、農業経営基盤強化促進事業適格決定について、ご説明申し上げます。

今月の利用権設定は、通常のものと、農地中間管理機構にかかるものがあります。

番号１～の借受人及び貸付人の氏名、面積を朗読

以上、合計で筆、設定面積㎡を、名の貸し手から利用権の設定を受けるものとなっています。

なお、これらの案件は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。

以上でございます。よろしくお願いします。

□議長（会長）　事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長）　異議がないと認め、第１号議題、農業経営基盤強化促進事業適格決定について原案のとおり承認することとします。

□議長（会長）　それでは、第２号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件について、事務局の説明を求めます。

（事務局）　　　第２号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件について、ご説明申し上げます。

今回の申請件数は１件、筆で、申請面積は㎡です。

申請農地は、氷見市＊＊番の田、他筆、計㎡です。

譲渡人　氷見市＊＊番地（氏名＊＊）から、譲受人　氷見市＊＊番地（氏名＊＊）へ所有権移転を行うものです。

譲渡人は独り身で耕作することに限界を感じ、譲受人に譲渡の申し出をされたと伺っています。

譲受人は自宅周辺を中心に約㎡の農地を経営されておられ、　農地管理の面で一体的、効率的な利用が見込まれるものです。

以上、今回の案件は、農地法第３条第２項各号に規定されている全部効率利用、常時農業従事、下限面積など、不許可の要件に該当しておらず、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

□議長（会長）　事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長）　異議がないと認め、第２号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件について、原案のとおり許可を与えることとします。

□議長（会長）　次に、第３号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局）　　　第３号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、説明申し上げます。

この案件は、農地法第４条の規定による許可申請です。

番号１、地区はです。

申請人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、申請地は、氷見市＊＊番、地目は登記、現況ともに田で、面積は㎡です。

農地区分は第２種農地で、転用目的がです。

引き続き、許可基準について説明。

今回付された案件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほどよろしくお願いします。

□議長（会長）　質問を受ける前に、先般＊＊月＊＊日に行われました＊＊委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査について、＊＊委員から報告を受けます。

（＊＊委員）　　先般＊月＊＊日、わたしと地区推進委員及び事務局員で実施しました現地調査の結果について報告いたします。

今回の案件につきまして、隣接地との境界が確定されていること、用排水路及び周辺農地への影響に問題がないことを確認いたしました。

隣接農地耕作者からの承諾書及び氷見市土地改良区からの同意書が、添付されています。

以上、今回の案件は、原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長）　事務局の説明と＊＊委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長）　異議がないと認め、第３号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長）　次に、第４号議題、賃借料情報の提供について、事務局の説明を求めます。

（事務局）　　　第４号議題、賃借料情報の提供について、説明申し上げます。

根拠法令は農地法第５２条で、「農業委員会は賃借等の動向、その他、情報の提供を行うものとする。」と規定されています。

お手許の資料の、――ページをご覧願います。

賃借料は、平成３０年１月から１２月までの１年間に利用権設定された情報を基に、積算、集計、作成をいたしました。

この賃借料実績データを市内１９地区に分けて、それぞれを１級地、２級地、３級地及び最高額、最低額、平均額、データ数を出しております。

対象データの抽出は、まず、データ――――件のうち、地目が田で、権利の種類が賃貸借のデータ――――件を抽出し、地区ごとにそれぞれの平均額と比較して金額が突出しているものを取り除きました。

なお、賃借料が突出しているために、表から除外したものは――件ありました。

その結果、対象データが――――件となっており、平成２９年の――――件と比較して、―――件の減となっております。

なお、賃借料を金額でなく、物納しているケースが、―――件ありましたが、氷見市農協の平成３０年産コシヒカリの買い入れ価格で金額換算しており、６０㎏当たり――――円と設定いたしました。

昨年の――――円に対して―――円の増額となっております。

今後、情報提供の方法としましては、農業委員会事務局や農協の各支所でご覧いただくことが可能であるほか、「広報ＪＡひみし」及び「広報ひみ」の各広報誌への掲載を行ってまいります。

以上でございます。

原案のとおり提供してよろしいか、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

□議長（会長）　事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があれば、お願いします。

（＊＊委員）　　級地区分はどう決めているのか。

（事務局）　　　各級地については、（１０アールあたり）農業共済基準数量にて分けております。

（＊＊委員）　　畑作の情報は無いのか。

（事務局）　　　利用権設定の中に畑作もありますが、極めて少ない件数なので（情報）提供しておりません。

□議長（会長）　他に何かありますか。

…………発言の発声なし……………

□議長（会長）　無い様でございますので、異議がないと認め、第４号議題、賃借料情報の提供について、原案のとおり情報提供することといたします。

□議長（会長）　次に、第５号議題、農作業標準料金の決定について、事務局の説明を求めます。

（事務局）　　　第５号議題、農作業標準料金の決定について、説明させていただきます。

平成２８年度の改定から３カ年が経過し、今年度が改定の年度となっていることから、「氷見市農作業標準料金」を、一覧表のとおり策定いたしました。適用期間は平成３１年度から３３年度までの３年間となります。

なお、農作業標準料金は、「農作業受託の促進と農業機械の有効利用を図るための「作業料金」の目安として策定するものであります。

本年の１月、富山県農業会議が、平成３１年度の標準料金を策定しました。この県農業会議の金額を参考にし、さらには、JA氷見市農業機械課から、「大手３社の農機具販売価格」などを入手し、これら金額を基に算出しました。

次に別紙にてお手元にお配りしました、農作業標準料金比較表をご覧願います。前回との数値の比較については、この表のとおりとなっております。

最後に、情報提供としては、農業委員会事務局や農協の各支所でご覧いただくことが可能であるほか、「広報ひみ」、「広報JAひみし」等の各広報誌への掲載を通じて情報の提供を行っていきます。

以上でございます。原案のとおり決定してよろしいか、ご審議のほどよろしくお願いします。

□議長（会長）　事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があれば、お願いします。

なお、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

（＊＊委員）　　今年１０月に消費税の改定が予定されているが、実施された場合、見直しはあるのか。

（事務局）　　　有りません。もし富山県農業会議で見直しが有るようであれば、方針に従い対応も必要かもしれませんが、今のところ年度途中での対応は予定していません。

（＊＊委員）　　他市から氷見市で農業をしたいとの話があった時はデータとして使われるかどうか。

（事務局）　　　使われるかどうかは当事者の判断として、農作業標準料金があることは、認識していただければ良いと考えます。

（＊＊委員）　　県全体、全国的に見たら氷見市の状況はどうか知りたい。

（事務局）　　　富山県農業会議から提供される計算方法を利用しているが、そういった情報は提供できていない。

□議長（会長）　他に何かありますか。

…………発言の発声なし……………

□議長（会長）　無い様でございますので、異議がないと認め、第５号議題、農作業標準料金の決定については、原案のとおり決定し、情報提供することといたします。

□議長（会長）　以上で本日の付議案件は、全て審議されました。

これで、氷見市農業委員会４月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項